

『徳川実紀』にみる江戸時代前中期の 江戸府内を主たる対象とした 社会基盤整備に関する法制度と行政政策 — 地方政府としての江戸幕府 —

西山 孝樹¹・藤田 龍之²・天野 光一³

¹正会員 日本大学准教授 理工学部まちづくり工学科 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14)
E-mail: nishiyama.takaki@nihon-u.ac.jp (Corresponding Author)

²正会員 イムノサイエンス株式会社 (〒963-8852 福島県郡山市台新 1-10-11)
E-mail: info@imuno.co.jp

³正会員 日本大学特任教授 理工学部まちづくり工学科 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14)
E-mail: amano.kouichi@nihon-u.ac.jp

本研究では、江戸幕府の正史である『徳川実紀』をすべて読み解き、主として江戸府内における社会基盤整備や諸制度に関する事項を抜き出し、その実態を明らかにすることを目的とした。その結果、頻繁に発生していた火災を防ぐため、板葺きや茅葺きの屋根を瓦葺きにするよう、法制度が継続的に出されていた。さらに、牡蠣殻を屋根に葺くことを推奨したが、7年余で使用されなくなった。火除地の新設も継続的に実施され、そこは空地としておくよう、法制度も発出されていた。舟運等で使用していた水路(堀)は、新規開削に関する事項は江戸時代前期に集中し、その後は維持管理に関するものであった。そして、不法投棄の禁止や水路の浚渫に関する法制度が定期的に発布されたことを明らかにした。

Key Words: Tokugawa Jikki, The Early and Middle Edo Period, Government Regulations

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

わが国の首都東京は、近世の江戸幕府によって社会基盤整備が行われ、都市の骨格が形成されていった。そこで本研究では、徳川政権下における江戸府内の「社会基盤整備」に関する事項を明確にすることとした。

なお、本研究で対象とする江戸時代は、農村のことを地方(じかた)と称した。翻って、まちで繁華な場所は町方(まちかた)と称し、その町方における行政・司法を担当する職掌は町奉行であった。そのため、江戸時代には明治時代以降に用いられる「都市」という表現は存在しておらず、本研究では「まち」という表現を用いた。

そして、上述の点を明らかにしていくために、江戸幕府の正史である『徳川実紀』をすべて読み解いた。そのうえで、具体的な「社会基盤整備」や諸制度に関する事項を抜き出したうえで分類・整理し、江戸幕府による「社

会基盤整備」の実態を明らかにすることを目的とした。

(2) 研究の位置づけ

先行研究として、江戸幕府政権下の法制度に迫った鳴海邦碩¹⁾は、内務省が編纂した『徳川時代警察沿革誌』を対象とした。そして、徳川期の触書等を分類・整理することで、徳川期の江戸市街における街路空間がどのように管理されていたか、その実態を明らかにした。その結果、牛車や大八車等などが停滞しないよう、通行を確保するための規制が定められた。それだけではなく、露店の売買、交通の妨げや火災の発生を防ぐために材木等を空地へ積み置くことの禁止など、街路空間の利用・占用に関する諸掟が多数を占めていたことを明らかにした。

また、江戸では明暦3(1657)年のいわゆる明暦の大火を契機として、大名屋敷および寺院の大規模な移転、防火対策として広小路(火除地)の設置など、都市空間(原文ママ)が変容したことも明らかにされている²⁾。

先述の火事による被害など、江戸における災害史も多く
の研究が蓄積されている。例えば、森下雄治³⁾は、明暦
の大火から享保期までの主要な防火対策を明らかにし、
「幕府の主要防火政策に関して、幕府の主要防火政策に
関して、「東京市史稿」は幕府文書を網羅的に集成し
ているが、欠落もあり上記記載の他の史料で補完し
た。」

とあった。二次史料のみを研究の拠りどころとするので
はなく、一次史料の価値を示していた。ちなみに、森下
らの研究では、本研究で対象とした一次史料の『徳川実
紀』を用いていたが、当時発生した火災の発生年などを
把握するために『徳川実紀』を用いた。

そのようななかで、西山ら⁴⁾は『徳川実紀』をすべて
読み解き、「道路」に関する事項を抜き出したうえで分
類・整理を行った。その結果、「道路」については、流
通・交通政策や維持管理等を定めた「規則の制定」に関
する記述が最も多かった。他方、「道路」の新規造成や
補修等、「道路施工」に関するものは非常に少ない状況
であった。研究対象とした江戸時代前中期は、「道路」
の維持管理等は行われていたものの、道路造成等の新規
事業は積極的に行われていなかったことを明らかにした。

以上のことから、道路や火災以外の項目に焦点を当て
て、一次史料を網羅し、江戸の社会基盤整備の実態に迫
った研究は存在しなかった。さらに、『徳川実紀』をす
べて読み解き、江戸幕府の政策等を明らかにした研究は、
西山らの研究を除いて実施されていない現状にあった。

そこで本研究では、先の『徳川実紀』から、江戸府内
における「社会基盤整備」に関する記述を整理した。そ
して、江戸幕府は「社会基盤整備」のどこに主眼を置いて
行政政策を打ち出していたかを明確にすることとした。

2. 研究方法

本研究では、江戸幕府の正史である『徳川実紀』⁵⁾を
すべて読み解いて、徳川政権下における江戸府内の「社
会基盤整備」等の位置づけを明らかにしていく。なお、
当時の「社会基盤整備」に関する法制度や政策に迫って
いくために、『徳川実紀』以外の一次史料も含めて考察
を行おうとすると、種々の一次史料等を網羅して、まと
めていかなければならない。その手法を取れば、膨大な
史料の整理が必要となる。そのため、まずは『徳川実紀』
を網羅して読み解いて、徳川政権下における江戸府内の

表-1 江戸時代の時代区分

江戸時代	将軍	西暦
前期	初代徳川家康～5代徳川綱吉	1603年～1709年
中期	6代徳川家宣～10代徳川家治	1709年～1786年
後期	11代徳川家斉～15代徳川慶喜	1787年～1867年

「社会基盤整備」の方針を明確にすることとした。今後は、
他の一次史料との比較を進めていくことを想定して
いる。ここで本研究で用いた手法について触れておきた
い。『徳川実紀』⁵⁾の全文をすべて読み、そのなかから
江戸府内の「社会基盤整備」に関して述べられていた部
分(以下、「事項」と表記する)を抜き出した。次に、
その抽出した「社会基盤整備」の事項を筆者らが設けた
表-2の大項目および小項目に沿って分類・整理した。
その後、抜き出した「社会基盤整備」の事項を先の項目
ごとに集計を行った。江戸時代前中期の徳川政権下で
「社会基盤整備」に関する法制度や整備方針等のどこに
重点が置かれていたか、その基礎情報を得ることとした。
なお、本研究では公共事業として掲載された事項のみを
対象とした。なお、江戸府内の事項を対象としたが、江
戸城に代表される城郭建設などの事項は除いた。

(1) 『徳川実紀』の位置づけ

本研究で用いる『徳川実紀』とは、『国史大辞典』⁶⁾
によると、初代徳川家康より第十代家治までの江戸幕府
将軍の事歴を中心に叙述した史書であると示されていた。
大石学⁷⁾は、幕府が編纂した最初で最後の大規模な歴史
書と示し、大石慎三郎⁸⁾や松尾政司⁹⁾によっても、

「近世史を研究するにあたって、最も重要な基本図書は
『徳川実紀』『寛政重修諸家譜』『御触書集成』の3
つである。この3つのなかで最も多くの労力と経費を
投入して出来たのが『徳川実紀』である。」

と示されていた。さらに、皆川完一¹⁰⁾によれば江戸幕
府政治史研究において、『徳川実紀』は現在に至るまで
強い影響を与え続けており、良質の価値がある初めての
網羅的・客観的なデータベースであると評価していた。

(2) 本研究で対象とした時代

江戸時代は表-1で示したように、前期・中期・後期
の3期に分けられる。本研究では、『徳川実紀』に記載
されている初代将軍の徳川家康から第10代徳川家治ま
での江戸時代前期および中期を研究対象とした。

次いで、第11代徳川家斉から第15代徳川慶喜が将軍
を務めた江戸時代後期に該当する事績をまとめた『続徳
川実紀』が存在するものの未完であった。主として、そ
の内容は役職の変更や人事異動等について記載されてい
る程度であり、研究対象からは外すこととした。

3. 『徳川実紀』にみる江戸府内における 「社会基盤整備」に関する記述

『徳川実紀』に記載された江戸時代前中期(1603年～
1786年)の江戸府内の「社会基盤整備」に関する記述を

抜き出したところ、331 事項が存在した。なお、道路および橋梁については、すでに筆者らの先行研究でまとめていることから除いた⁴¹⁾。1(2)で述べたように、主として江戸府内で発生した道路や火災などに着目した研究の蓄積は存在していたものの、それ以外の項目を網羅して、江戸幕府の政策に迫った研究は存在していなかった。そのため、火災が発生したという報告のみの事項や消防に関する法制度の事項を除いた 147 事項を研究対象とし、表-2 で示した項目を設定し、その項目ごとに分類・整理を行った。なお、複数の項目にまたがる記述は重複して数えたことから、その合計は 147 事項とはならない。そして、2(1)で示したように、『徳川実紀』は網羅的・客観的なデータベースとして価値づけがなされていた。表-2 で示した大項目ごとに先の 147 事項を整理していけば、江戸幕府が各々に示した項目のなかでは、どの部分に重点を置いていたかが考察できると考えられる。

4. 『徳川実紀』にみる江戸府内の社会基盤整備に関する項目の分類

本章では、表-2 で分類・整理した各項目に沿って、それぞれの特徴を示した。

なお、筆者らの先行研究では『徳川実紀』から道路および橋梁に関するすべての記述を抜き出した。そのなかから、江戸府内の記述を抽出したところ、道路に関しては全体の傾向と変わらなかった。ある特定の道路を新規造成したり補修したりしたという具体的な道路施工の記述よりも、維持管理や職掌の変更、道路使用者に対する禁止事項が示されていた。

橋梁についても江戸府内は全体の傾向とは変わらなかった。最も多くの事項が掲載されていたのは法制度で、架橋や修理に携わっていた職掌、橋梁に異常がないか定期的に巡回を行うよう維持管理等が定められていた。次いで橋梁の被災、架替・修理が多かった。なお、新規架橋は架替・修理よりも少なかった。このようなことから、江戸府内においては、道路や橋梁の維持管理に重きが置かれたとみられる状況にあった。

(1) 「水路」に関する事項

新規開削に関する事項は 20 事項であり、江戸時代前期に集中していた。慶長 8 (1603) 年 (表-3 No.1)、「又諸國の大名より各丁夫をめて、江戸の市街を修治し運漕の水路を疏鑿せしめらる。」とあり、江戸時代の初頭には市街を修治しつつ、舟運のために水路を開削したという。そのほか (表-3 No.4)、「又駿府より参り仕る輩に給ふ宅地。始には江戸川の水路を北東に直流せしめ。其中に宅地を築き給ふべしと

て。吉祥寺の後より本郷の臺を堀通すべきかと有しが。また改て吉祥寺前を堀うがち。田安門の北東を平均し。神田明神の祠。萬隨意院以下の神祠寺院を遠く退け。

表-2 『徳川実紀』にみる「社会基盤整備」の記述一覧

大項目	小項目	小計	合計		
(1) 水路 (堀)	新規開削	禁止事項	14	39	
		巡回	3		
		中止	2		
	維持管理	浚渫	10		
		修理	2		
		清掃	1		
	職掌		12		
	法制度		2		3
	埋立	交通規則	1		
	流路変更				2
	絵図作成				1
着工前踏査			1		
(2) 水道	職掌		16	23	
	法制度	利用停止	2		5
		禁止事項	1		
		取り締まり	1		
	維持管理	維持管理	1		4
		修理	2		
	新設	流路拡張	1		
洪水被害	周辺整備	1			
(3) 下水	維持管理	修理	1	2	
		清掃	1		
	法制度	維持管理	1		
		環境整備保全	1		
(4) 港湾	土地造成		5	6	
	維持管理	修築	1		
(5) 溜池	職掌		1	3	
	維持管理	浚渫	2		
(6) 廃棄物	法制度	禁止事項	10	23	
		取り締まり	6		
		埋立	3		
		廃棄場所変更	3		
		収集日設定	1		
	職掌		1		
不法投棄		3			
(7) まちづくり	土地収用		9	25	
	法制度	宅地造成	4		7
		区画割	3		
	職掌		6		
	宅地造成		5		
	宅地贈与		2		
	維持管理	修築	2		
	区画整理		2		
	修築		1		
	換地		1		
	地域指定変更		1		
地図作成		1			
地名の命名		1			
(8) 家屋	法制度	建築基準	36	97	
		防火管理	23		
		助成制度	10		
		禁止事項	8		
		賃貸借	8		
		消防設備	3		
		家宅調査	2		
		宅地売買	2		
		取り締まり	2		
		相続	1		
	確認検査	1			
不動産担保	1				
職掌		2			
補修		2			
埋立		1			
(9) 火除地	新設		7	12	
	法制度		4		
	禁止事項	2	6		
合計			147		

表-3 『徳川実紀』の「水路（堀）」に関する記述（1/2）

No.	西暦 和暦	項目	記事事項 (各事項末端の網掛部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	慶長8 1603 2月	新築 堀	又諸國の大名より各千夫を以てして、江戸の市街を修治し、運水の水路を疏鑿せしめらる。越前守田原康勝卿を上首としてこれに屬する者三人、松平下野守吉朝臣を屬するもの四人、加賀中納言利長卿を上首としてこれに屬する者三人、本多中務大輔忠勝を上首としてこれに屬する者一人、伊達越前守政宗に屬する者一人、生駒親政より正に屬する者十八人、細川越中守忠興に屬する者十人、黒田甲斐守長政に屬する者三人、加藤主計瑞瑞正に屬する者三人、(以上所屬の姓詳ならず) 淺野伊守幸長に屬するものは、池田少将輝政、堀尾信濃守忠晴、蜂須賀長門守至鎮、山内對馬守一豊、加藤左馬助嘉明、中村一忠一、池田備中守長吉、山崎左馬助家盛、有馬玄蕃頭豊氏、中川修理大夫秀成、前田主膳正茂勝なり。(淺野家の書による) この役夫すべて千石に一人づつ課せられれば、世に名づけて千石夫とよべり。又此時より市街の名みな役夫の國名を課せて名付しとぞ。 江戸市街修治
2	慶長16 1611 12月	新築 堀	この日安藤對馬守重臣江戸より参りけり。明年江戸に於て水路疏鑿し、運水の便を得せしむべし。其役夫は中國九州の諸大名より出さしむべしと命ぜらる。(慶長年録、家譜、駿府政事録) 家康命疏鑿江戸水路
3	慶長17 1612 2月	新築 堀	十六日安藤對馬守重信、駿城にて江戸水路疏鑿の圖を御覽に備ふ。
4	元和2 1616 年	新築 堀	又駿府より参り仕る堀に給ふ宅地、始にお江戸川の水を北東に直流せしめ、其中に宅地を築き給ふべしとて、吉祥寺の後より本郷の臺を掘通すべきかど有しが、また改て吉祥寺前を掘りながら、田安門の北東を平均し、神田明神の祠、萬壽堂院以下の神祠寺院を遠く退け、明神は 御基所御沙汰として、神田臺に構造し給ひ、萬壽堂院は下谷へうつし、本妙寺等も小石川にうつし、堀の土をもて宅地を平均せらる。 神田明神萬壽堂院防移築
5	元和6 1620 11月	新築 堀	廿五日神田臺へなせられし、溝筋疏鑿の地を親巡し給ふ。(續元和年録)
6	承応3 1653 2月	新築 堀	書院番内藤甚之丞某、小姓組小堀三郎兵衛政可は神田橋の堀波奉行を命ぜられ、書院番角南主馬助重國、小姓組尾藤兵衛政成は數寄屋橋堀波奉行を仰付られ、其土をもて、先に命ぜられし築地をなすべしと、地形方奉りし小姓組長谷川三左衛門守勝、書院番能勢新十郎頼宗に仰付らる。 江戸城築地築堀
7	万治元 1658 4月	新築 堀	此月松平徳興守宗宗へ小石川溝渠の浚利命ぜられ、翌年こゝにて成功す。又日本橋の四日市と錦町と兩河長堤をきつて、松を植めしむる。勘定頭其事をつかさどる。 (朝万日記) 小石川溝渠浚利 日本橋四日市及錦町間長堤築造橋柵
8	万治3 1660 6月	新築 堀	十八日大番依田小八貞清、戸藏左衛門正清、關信より江戸までの水路浚利の奉行命ぜらる。 江戸關信間水路浚利
9	寛文元 1661 4月	新築 堀	松平龜千代頼より筋道橋より半込迄の通溝成功により、その家士片倉小十郎、茂庭周防はじめ銀、時服若干給ふ。(日記、御側日記) 筋道橋半込間通溝成
10	寛文元 1661 5月	新築 堀	此月令せらるるは、牛込土橋より筋道橋迄、水蔵以下掘鑿せざるやう、常にここをよみかきむね、そのほより宅地ある堀に合すべし、下水道は月番をさだめ、時々浚はしむべし、城廓に塵芥捨めざるやう、是も合すべしとなり、また令せらるるは、同所堀溝ともに、その邊地あるものに分散し、堤上の樹木を培養し、草をもちりしむべし、事なきに堤のほより、あはゆきさしむべしとなり。(大政令) 法度(神田川溝渠 下水道城溝 城堀)
11	寛文2 1662 4月	新築 堀	松平龜千代頼より筋道橋より半込迄の通溝成功により、その家士片倉小十郎、茂庭周防はじめ銀、時服若干給ふ。(日記、御側日記) 筋道橋半込間通溝成
12	寛文2 1662 6月	新築 堀	此月令せらるるは、市川にそる城溝井に各處の溝濶浚利の事、こたび命ぜられたれば、告発の後、堰板あるはしがらみ、あるは石垣にても、心のままに其岸の形に合したがつくべし、尤少しも築出すべしならず、市中あしき道路は、こたび浚利の泥土をもて、心のままにつくるべし、こたび命ぜられし塵芥載する船、日本橋より南は三日、十三日、廿三日、一月三回づつ、その日をきだめ、月ごとに各所の河岸へ船をもせ、其中井の塵芥を捨ちむべしとなり。(大政令) 法度(溝渠 道路 塵芥船)
13	寛文2 1662 11月	新築 堀	此月令せらるるは、すべて市川の塵芥、いよいよその事うけたまはるるもの等にはかりて捨しむべし、みづからのふねも捨る事は一切なすべしならず、もしそむきて、みづからの船が、又は川に捨てば、其事うけはるるものに、其船とりおさめしむべし、武家はこれの限にあらず、うけはるるもの外、あたひをとり捨るものには、うけ負のものとはかるべし、ほいほいままに捨てば、船とりおさめしむべしとなり、また城溝石臺の側へ後よせ、學上へ木料外ひきあぐる事、今より後たかつすべしならず、もしそむけば曲事に處せらるべしとなり。 法度(塵芥)
14	寛文4 1664 4月	新築 堀	五日鷹崎陣、飯田町下溝渠を今よりと仰出され、書院番大岡彌右衛門忠高、小姓組土屋權十郎重吉其奉行となる。 江戸鷹崎陣飯田町下溝渠
15	寛文4 1664 12月	新築 堀	飯田町下溝渠の經營奉行せし小姓組土屋權十郎重吉、書院番大岡彌右衛門孝、成功によて金、時服、羽織を給ふ。 飯田町下溝渠經營奉行賞
16	寛文7 1667 12月	新築 堀	八日普請奉行喜多見五郎左衛門重俊、城半左衛門朝茂、本郷溝三郎長泰に、芝新溝の事命し給ふ。
17	寛文7 1667 12月	新築 堀	小姓組高木忠右衛門定清、松下興兵衛直昌は、井伊掃部頭直澄邸前堀の堀土居修理成功し、大番鈴木左衛門重貞、永田孫次郎正勝は京八幡造當成功しければ、ともに金、時服給ふ。 井伊直澄前堀土居修理京八幡造當奉行賞
18	寛文8 1668 10月	新築 堀	淺草溝渠成功により、奉行せし貝役頭五郎右衛門、大数役近藤太郎兵衛銀十枚づつ下さる。各所溝渠の築とて、大工頭鈴木修理長常、木原内匠重臣金二枚、時服二つづ賜ふ。(日記) 淺草溝渠成
19	寛文11 1671 11月	新築 堀	此月令せらるるは、淺草川出たの時、雨漏閣に船流れば官より防がめ、其船は防ぎたる役夫に下さるべし、もし防がたくば、その船は毀棄せしと定らる。この川はほいほい流も、他船の川上にある船も、橋脚に流し寄ざるやう、つねに繫置べし、もし船橋脚に流れ寄ることあらば、前件におなじかるべし、武家邸宅は徒目付て此月を令し、市街には町奉行より観望すべし、また河岸に家造る事、かねての停禁といへども、近頃は河川より家造るを見ゆれば、水路の障となる地、たとひこれまで有る家屋なりとも、査検して毀しむべし、この旨各所に諭告すべし、河岸川に堤外に家造る事は、淺草の川岸のみならず、いづれの村里にても同じかるべしければ、その心すべしとなり。(大政令) 河岸及堤外家作禁制
20	寛文12 1672 4月	新築 堀	この月城溝掘に札を植らる。其文に、溝中任意の船、井に塵芥つみのせし船、漕なく通行せしむべし、とどめ置べしならず、尤塵芥は先々のごとく永代島に貯せしむべしとなり、また令せらるるは、府内の塵芥捨る地、先々より永代島に定め置し所、近年溝渠越中照清、石川又四郎政住宅地のかたはらに捨るよし聞ゆ、いひごと事なり、これにて船手頭より、房總の通船の妨となるべきしをうたふ、町奉行へもその事申送りしをもて、雙方相し査検をとり、各處に札を植、松平藩官之助信輝は代永宅地の東島をその處とさだめ、札をたつたよりかしこに捨べし、他所へは一切捨べしならず、もしそむくものあらば、曲事に行ふべきものなりとぞ。(武家御前録、大政令) 城溝掘札(通船 塵芥) 塵芥捨場

表-4 『徳川実紀』の「水路（堀）」に関する記述（2/2）

No.	西暦 和暦	項目	記事事項 (各事項末端の網掛部は『徳川実紀』に記載の脚注)
21	延宝2 1680 2月	新築 堀	府内の水利も、おほくこの御代にはじまりなり、承應二年正月市人の請により、八王子三井の水を府外に引事をゆるされ、同三年六月成功せしかば、市人に褒金を下さる。また牛込より和泉橋までの溝渠は、松平親興守宗宗へ仰付られ、萬治三年はじまり、寛文元年に成功す。そのあいだ老臣として、經營所を巡視せしめ、御みづも成せられ、伊達兵部少輔宗勝、田村右亮宗良はじめ、部臣片倉小十郎、茂庭周防等いたるより、慰勞の御詞を施され、竣工の日は銀、時服など下さる。そのほい芝金杉及び淺草の通溝は、官費もて疏鑿ありしなり、いまにたり府の者ども、水漕の便を得て車馬の勞を省く事は、みな當代の縁縁にあらざるはなし、いとかしこみ奉るべきにぞ。(日記) 玉川上水成
22	延宝8 1680 8月	新築 堀	六日の高潮にて、府内水路滯塞すよし聞ゆるをもて、目付彦坂源兵衛重治、高木藩左衛門守業して巡察せしめらる。(日記) 目付彦坂源兵衛重治、高木藩左衛門守業して巡察せしめらる。
23	元禄9 1681 3月	新築 堀	又こたび永代島より上總浦へ海路浚利の事、龜井町、小傳馬町の市人二人に命ぜらる。こは府内市井の塵芥はまで取捨し月々の價を費用にあり、其塵芥もて新田開墾せしめようすによりゆるさるれば、かの二人御代を廻り、塵芥とりあつむべしければ、その心してとらむべし、芥つと塵芥あたへざるよし聞ゆ、今より後し貨し遣はすべし、市中にて船もちて塵芥とりするもの、これまでどくたるべし、しほはば互にかり合せば、其意にまかすべし、そのすつる地、かの二人の指圖にまかすべしとなり。(日記、年録、大政令) 永代島上總浦海路浚利
24	元禄10 1696 11月	新築 堀	北の丸に臺をきつて、溝をほらしめらるるにより、松平出羽守綱親入夫出づべしと命ぜらる。 江戸城北丸臺築造助役
25	元禄11 1697 7月	新築 堀	十九日麻布新築の事を、普請奉行奥田八郎右衛門忠信、目付林藤五郎忠和にうけたまはるべしと仰付らる。 麻布新築助役
26	元禄11 1697 7月	新築 堀	伊達英作守和麻布新築助役の事、溝口信濃守重雄と共に勤べしと仰らる。 麻布新築助役
27	元禄11 1697 9月	新築 堀	芝新堀疏鑿の事、今年に停廢あり、明春仰付らるべきむね、溝口信濃守重雄、伊達英作守和に仰下さる。こたびの大災によりてなり。
28	宝永4 1707 12月	新築 堀	此月市井に令せらるるは、御路をよび河岸の雪氷に砂を、城壁へすつる聞えあり、今より後雪氷おちらまでなし、何によりすず中へすつべしならず、もし違犯せむとがねらるべしとなり。 江戸城壁雪氷捨棄禁制
29	享保9 1724 閏4月	新築 堀	ける府の里正に令せらるるは、府内の塵芥、これまでは永代築地へとりすしめしが、こたび本所浚利木材蔵後入堀を、塵芥もて埋しむべし、此廿七日より、其地へ芥船のこらず運せし、改のものの指圖をうけて捨べし、近年定外の地へすつることあるにや、永代浦へもち行芥船の數、前前より減少する聞えあり、よてこたび定められし外へは、切つべしならず旨、請負のものへ、里正よりさしむべし命ぜらる。里正なき地、近隣の里正より、是も同じく命ぜらる。もし定外の地へすつる者あらば、過失たるべしとなり。(日記、大政令) 塵芥捨場制
30	享保10 1725 3月	新築 堀	また市中の芥船、猿江木蔵の後入堀へ運漕すつべき旨、去年閏四月令せられしかども、はや埋地成功に及ばず、今より後は、前年のごとく永代築地六万坪の中へすつべし、かつ芥船近年みだりになり、各所の川へもすつるよし聞ゆ、芥改のものを査検すべし、かつ指圖のままに、定場へもてゆすつべし、此旨各所の芥船請負人へ一顧に命ぜらる。もし他へすつる聞えあらば、過失たるべしとなり。(大政令) 塵芥捨場制
31	享保18 1733 3月	新築 堀	この月令せらるるは、こたび數寄屋橋より鎌倉河岸通り、飯田町下迄、城溝浚利を命ぜられしにより、龍崎町、一石橋、南社屋町の三橋、往來に通船をとどめらるれば、城溝のかたに、船一切乗入べしならずとなり。 自數寄屋橋門至飯田橋町下城溝浚利中通船停止
32	享保18 1733 4月	新築 堀	こたび浚利ありし城溝の泥土を、思ひ思ひに引とりて、其用意とすべし、もし費用を貸たまはりても、屋作りなし得まじきものある時は、その地こつすまむとおもふものと、七月をかきりて、宅地を轉換すべしとなり。(日記) 江戸城溝浚利助役
33	享保18 1733 6月	新築 堀	この日市井に令せらるるは、一石橋より大川口の浚利、明廿五日より事竣により、船とりはらふべし、大川通り浚利のとき、往來のものを橋上にとどめしむべしとなり。(日記、大政令)
34	享保18 1733 6月	新築 堀	この月令せらるるは、三俣出洲浚利初より、三俣より箱崎までの間通船とむべし、一石橋より大川口の間、左右河岸へ一層置しもの、前令のごとく取はらふべし、河岸倉庫の間にある矢來も取はらひ、通路自由を得せしむべしとなり。 江戸城溝浚利助役賞
35	享保18 1733 6月	新築 堀	また令せらるるは、飯田町下堀より、數寄屋橋迄、城溝の浚利成功により、京橋本銀町南川口より、城溝の通船すべしとなり。(大政令)
36	享保18 1733 10月	新築 堀	ける市井に令せらるるは、城溝浚利竣工により、一石橋より大川口、靈岸橋、木村木町通り船を通すべし、三俣のたつたいたおほらざるにより、通船すべしならずとなり。(日記、貴い傳、大政令)
37	享保18 1733 11月	新築 堀	上杉澤正大弼宗憲、土屋但馬守陳直、秋元但馬守齋房、秋田信濃守頼季、藤堂大膳高豊城溝浚利の助役せしをもて見参たまはり、宗憲には時服三十、陳直等はのおのおの五襲下さる。普請奉行稲葉出雲守正房金三枚、時服二、屬吏等のおのおの賜物差あり、宗憲はじめ助役せしともがらの家士等、みなたま物若干あり。(日記) 城溝浚利助役賞
38	明和7 1770 9月	新築 堀	目付河野吉十郎安副に、猿江村庫、大川舟庫のほとりの浚利を命ぜらる。(日記、年録) 猿江村庫大川舟庫浚利
39	安永元 1772 1月	新築 堀	また猿江村庫を收貯ある所の溝渠をさらひ、又の地を新に築て開かれしその事にあづかりし、町奉行牧野大限守成賢、目付河野吉十郎安副に金、時服をたまはり、大限守成賢はさらに薬研堀を築立しをもて時服をたまふ。 猿江村庫浚利

明神は御基所御沙汰として、神田臺に構造し給ひ、萬隨意院は下谷へうつし、本妙寺等は小石川にうつし、堀の土をもて宅地を平均せらる」宅地造成のために、江戸川の河道を直線にした。さらに、吉祥寺から本郷の台を通す水路(堀)を開削するた

めに神田明神は神田台、その他の寺院を下谷（東京都台東区）や小石川（東京都文京区）へ移したという。そして、水路（堀）を開削した土砂を用いて宅地の造成に用いた。現在と同様に、掘削土を盛土材料として効率的な活用が既に江戸幕府で実施されていたといえる。また、新規開削の事項とそれらを実施する職掌が併せて記載されていることが多く、12事項でみられた。

ここまで述べてきた水路（堀）の新規開削は、江戸時代前期に集中していた。それらの維持管理に関する項目

表-5 『徳川実紀』にみる「水道」に関する記述

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (各事項末端の網掛部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	元和4 1618 是年	開削	阿倍四郎吾郎正之江戸の道路を巡視し、水道の事を沙汰せしめらる。 阿倍正之沙汰江戸水道事
2	寛永18 1641 10月	開削	堀千助直定、堀五郎直時、市谷水道石垣構造つかまつりたるにより、其事にあつかり家士等銀、時服給ふ。 市谷水道石垣構造
3	寛永19 1642 8月	開削 法務 維持管理	此日郷邑に令せらるるは、田圃に草生ぜざるやうにすべし、孤獨の民病にふさぐ、又人少くして耕しかねんには、一科相互に助くべし、井水のかかる所は違さるまでも、たえまなく引入しむべし、用水あまる所は前々他にあたへずとも、若ことしたらざる所よりは、是を興べし、されば後の例にはなさしむべからずとなり。 (日記、御徳方万記、令條) 法度(田島耕作)用水
4	正保元 1644 8月	開削	西城土橋領領せしかば、其修理奉行を歩行頭久貝頼母正偏、小姓組松崎権左衛門吉次に仰付られ、赤坂水道の修理奉行を大番組頭山岡等右衛門景信、書院番小田切喜兵衛直に仰付らる。 西城土橋修理奉行
5	承応2 1653 1月	新築 開削	十三日趣町、芝の市人等、八王子玉川の水を府内にひかかんことをわたり、うたへ出しをゆるされ、費用とて金七千五百兩給ふ。 玉川上水敷設費給興
6	承応2 1653 2月	開削	関東郡代伊奈半十郎忠治玉川水道奉行を命ぜらる。 関東郡代伊奈半十郎忠治玉川水道奉行
7	明和3 1657 6月	法務 禁止事項 維持管理 法務 取締り	九日築地水道の板并に亂杭、假橋の板等抜取りしものあれば、禁制の札をたてられしが、その札をも抜取りしものあり、はやく穿鑿して撤去に處さるべしといへども、細民無智の所爲なほあはれみ給ひ、こたびはとがめ給はず、徒目付をして市井をめぐり、其旨を曉諭せしめ、この後さるわざするものあらば、速に撤去するべしとなり、又城溝にて夜漁するものあるよし聞ゆ、撤去穿鑿すべし、但書の問水谷する事は、前代取のゆるされれば、このかぎりにはあらざるべしと囑せしめらる。 築地水道
8	寛文10 1670 5月	維持管理 法務 維持管理 法務 取締り	玉川水道病より三間ひろめ、水の兩岸堤を築き、樹木を列は植へきむ。歩行目付藤井善右衛門、江守傳左衛門その奉行を命ぜらる。成功の後は町年番等水道を所管すべしとなり。(日記、年録) 玉川水道病両岸堤上植樹
9	延宝3 1675 7月	開削	歩行目付して玉川の水利勘驗しめられ歸りまいる。(日記) 歩行目付勘驗玉川水利
10	元禄6 1692 4月	開削	十日府内上水今まで町奉行の所屬たりしが、此のち町奉行に其事をつとめしむ、よて新に所屬の同心を置しめらる。(日記) 府内上水為道奉行支配
11	享保4 1719 4月	開削	三日本所奉行の職を停廢せらる。よて武家邸宅のことは普請奉行、道路、橋梁、水道のことは、勘定奉行より指揮すべしと命ぜらる。(日記) 本所奉行停廢
12	享保5 1720 11月	維持管理 開削 維持管理	けふ令せらるるは、府内水道の修理する時、水源を護る商人にはかりて、修理加えし事もあれど、今よりいささかの修理たりとも、必道奉行の指揮を請べし、道奉行水道監視すると、宅地のうちにかかる流を見る事もあつれば、斷あるまま、見せむべしとなり。(日記) 道奉行水道修理
13	享保7 1722 9月	法務 維持管理 取締り	この日青山三田にかかる上水を停廢せらる。(日記) 江戸青山三田上水停廢
14	享保7 1722 9月	法務 維持管理 取締り	また令せらるるは、本所上水は、中古より取建られしかど、今は水もかからざるをもて、とどめらるるとなり。(日記) 本所上水停廢
15	元文4 1739 8月	開削	玉川上水の事、今より町奉行に隸せられ、道奉行は道途の事のみ奉はるべしと命ぜらる。(日記、年録) 町奉行管玉川上水
16	元文5 1739 10月	維持管理 開削 維持管理	十九日四谷の水道修理つかさどりし代官に褒金をたまふ、この日竹千代君本城外殿を御覽せらる。(日記) 四谷水道修理
17	明和5 1768 9月	開削	十三日上水、道途のこと、此後普請奉行の職掌となりし事を令し下さる。(日記) 上水道途為普請奉行所管
18	明和6 1769 2月	開削	二日目付植三蔵正監に、道路、水道の事命じせらる。(日記)
19	明和6 1769 3月	開削	八日令せられしは、上水、道方の事によりて、書面もて達する事、今までは其まより近き普請奉行に届しが、此後直月々の奉行のもとに申出べしとなり。(憲教類典) 上水及道路制
20	安永4 1775 3月	開削	又目付本目人親英上水道方の事命ぜらる。(日記)
21	安永8 1779 8月	法務 維持管理 取締り	廿五日此夜疾風暴雨、目白關口の水道溢れて、その害小日向、小石川におよぶ、本所もまた出水せり。(年表) 江戸大風雨目白關口水道溢
22	天明2 1782 12月	開削	七日玉川上水の事につかりし勘定、普請、目付方の下吏に賜物あり。(日記) 玉川上水
23	天明2 1782 12月	開削 維持管理 取締り	十九日赤坂溜池柳堤上水のことにつかりし勘定、普請、目付方の屬吏に褒賞たまはる事あり。 赤坂溜池柳堤上水

は、新規開削に次いで多い項目であった。その維持管理のなかで浚渫については、江戸時代前期の寛文元（1661）年に1事項のみみられたものの、残りの9事項については江戸時代中期に存在していた。江戸幕府が新規開削から維持管理まで継続的な政策を行っていたと考えられる。

(2) 「水道」に関する事項

ここでは、飲料水で用いられていた水道（上水）についてみていく。このうち、玉川上水に関するものは6事項であった。承応2（1653）年、玉川上水を江戸府内へ引き込む訴えが許され、その費用が与えられた（表-5 No.5）。寛文10（1670）年には、玉川上水の幅員が狭いため、3間（約5.43m）へ拡張が行われた（表-5 No.8）。その他は、玉川上水を掌る職掌の変更や点検を行った奉行に関する事項であった（表-5 No.6, No.9, No.15, No.22）。先の玉川上水に関する事項だけではなく、その他の水道においても、所管する職掌の変更がたびたび出されていた。例えば、元禄6（1692）年をみると、江戸府内の上水は町奉行の所管であったが（表-5 No.10）、享保5（1720）年には水道の修理については享保5（1720）年に道奉行の指揮を請うようにとあった（表-5 No.12）。

表-6 『徳川実紀』にみる「下水」に関する記述

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (各事項末端の網掛部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	慶安元 1648 2月	維持管理 開削 維持管理 法務 取締り 環境整備 保全	この月令せられしは、市井路事の道路は、淺草磯に海砂まじへ、道高低なく中高に築くべし、芥ならびに泥もて街道を築くべからず、下水の種井に路傍の溝渠壅塞せざるやう塵芥を除くべし、もしそむくものは曲事たるべしとなり。 道路下水制
2	寛文元 1661 5月	維持管理 開削 維持管理 法務 取締り	表-3No.10参照

表-7 『徳川実紀』にみる「港湾」に関する記述

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (各事項末端の網掛部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	寛永元 1624 是年	土地造成	又浄土僧靈敏精力をつくし、衆人を募録し土石を運致せしめ、八町堀の海濱を新築して遊地となし、精舎をいとなみしかば、其地を靈敏島と號し、其寺を靈敏寺といふ、この後万治二年に寺を西葛西にうつさる。(君臣言行録) 靈敏島築造并靈岸寺創建
2	寛永16 1639 8月	土地造成	大坂、堺の市人等、江戸の海濱を埋めて宅地とせんと望請年久し、よて松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、阿部對馬守重次其地を巡視にまかる。 大坂堺市人請地江戸海濱為宅地
3	承応2 1653 2月	土地造成 維持管理 取締り	書院番内藤忠之丞某、小姓組小堀三郎兵衛政可は神田橋の堀渡奉行を命ぜられ、書院番角南主馬助重國、小姓組西尾藤兵衛政氏は敷寄屋堀堀渡奉行を仰付られ、其泥土をもて、先に命ぜられし築地をなすべしと、地形方奉りし小姓組長谷川三左衛門守勝、書院番能勢新十郎頼宗に仰付らる。 江戸城濠浚渫
4	明暦元 1655 3月	維持管理 開削 維持管理	五日小姓組長谷川三左衛門守勝、書院番能勢新十郎頼宗、品川海濱修治の奉行仰付らる。 品川海濱修治奉行
5	元禄3 1690 3月	土地造成 維持管理 取締り	虎門外太左衛門町より鹽留橋まで、大工町より元材木町まで開地とせらる。鐵砲臺の海濱に新に地を築しめられ空堀にしてをかる、これ防火のためなり。 火除地設定
6	元禄11 1697 6月	土地造成	廿三日関東郡代伊奈半左衛門忠順、書院番深津内郎右衛門正圓に深川築地の事仰付らる。桐間番より小普請に入るの一入、 深川築地

表-8 『徳川実紀』にみる「溜池」に関する記述

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (各事項末端の網掛部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	宝暦3 1753 10月	維持管理 開削 維持管理	十日目付坪内權之助定央に、不忍池浚渫のこと命ぜらる。(日記)
2	宝暦3 1753 12月	維持管理 開削 維持管理	廿二日勘定奉行松平玄蕃頭忠徳に金三枚、時服二、目付坪内權之助定央に時服二賜ひ、不忍池浚渫を褒せらる。
3	天明2 1782 12月	維持管理 開削 維持管理	表-5No.23参照

(3) 「下水」に関する事項

「下水」に関する事項は、2 事項が該当し、いずれも新規開削ではなく、維持管理に関するものであった。

慶安元 (1648) 年には (表-6No.1) ,

「下水の樋井に路傍の溝渠壅埋せざるやう塵芥を除くべし。」

下水の管渠が詰まらないよう、日頃から塵や芥を取り除

くように、維持管理に関する法制度が定められていた。

寛文元 (1661) 年の記述では (表-6No.2) ,

「下水道は月番をさだめ、時々浚はしむべし。」

下水道を担当する月毎の当番を定めると共に、定期的に管渠の清掃を行うよう示されていた。

(4) 「港湾」に関する事項

江戸時代初頭、八町堀の海浜に代表される江戸の「港湾」において埋立が実施された (表-7 No. 1, No. 2) .

その後も、明暦元 (1655) 年に品川の海浜における何かしらの修治 (表-7 No. 4) , 元禄 3 (1690) 年には鉄砲橋 (鉄砲洲川を指すか) 付近を新たに埋め立て、火除地の整備が行われた (表-7 No. 5) .

(5) 「溜池」に関する事項

江戸の「溜池」に関する事項は、わずか 3 事項であった。そのうちの 2 事項は、不忍池の浚渫とそれを実施する職掌についてであった (表-8 No. 1, No. 2) .

残りの 1 事項は、「赤坂溜池柳堤上水」を掌る下役に褒美を与えたというもので、溜池とみえるが玉川上水に関わるものと考えられる (表-8 No. 3) .

(6) 「廃棄物」に関する事項

明暦元 (1655) 年から享保 10 (1725) 年までの約 70 年、廃棄物は永代島へ捨てるよう定められていた (表-9 No. 1, No. 2, No. 5, No. 7, No. 8, No. 9, No. 10, No. 11 No. 12, No. 14) .

その間の享保 9 (1724) 年には、永代島から本所猿江材木蔵の後入堀へ埋立地が変更された (表-9 No. 13) .

翌年の享保 10 (1725) 年には運河の埋立が完了し、再び永代島へ廃棄物の埋立地が戻された (表-9 No. 14) .

しかし、享保 15 (1730) 年以降は、長年にわたり廃棄物の投棄場所として指定されていた永代島から深川の越中島へ変更された¹²⁾ (表-9 No. 15)¹⁾.

市街の水路等への不法投棄が行われ、幕府が苦慮していた様子も窺えた。元禄 6 (1692) 年には (表-9 No. 6) , 「市井の塵芥を、道邊の川へすすつるはいとひが事なり。さるものあらば、捕へてきびしくとがめらるべければ、定れる茶場へすすつべしとなり。」

巷の塵芥を川へ捨てることは悪事である。そのような者は、捕まえて問いただす。定められた投棄場へ廃棄物を捨てよとの記述があった。

宝永 3 (1706) 年 (表-9 No. 11) には、「こやしになりがたき塵芥、石瓦など、夜中川中へすすつるよし聞ゆ。茶捨請負の事願出しものもあれども、市井のさしつかへともなるべきにより、ゆるされざれしが、」

夜中になると、肥料にはならない石や瓦などを川へ捨てていることを聞いている。市街地において不都合が生じ

表-9 『徳川実紀』にみる「廃棄物」に関する記述

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (各事項末端の網掛部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	明暦元 1655 12月	法禁 禁止事項 河川 維持管理 河川	この月令せらるるは、市井の塵芥を川へ捨へからず、船に載て永代島へ遺はずべし。但夜中は制禁なり、海船はいまに繋へからず、船路をひらき置、通船さしつかへざるやうにつなぎ置べし。河岸を埋め、新に築出す事あるべからず。これらの事、船手頭みづから巡視し、かつ水手をして検察せしむべし。もしそむくものあらば曲事たるべしとなり。(大政令) 法度 (塵芥放棄 緊留海船海岸埋立)
2	明暦元 1655 12月	法禁 禁止事項 法禁 禁止事項	此月銭龜橋、神田橋のほとりに高札を立らる。城郭にて舟より荷物をあぐるとき、舟を石壁にちかくよせて、溝中へ塵芥落ざらんやうになし、その跡を掃除すべし。大船の荷物三日のうちにとりあげ、小船は翌日をかざるべし。空船は久しくつなぎをく事なく、荷物をながり河岸につなぎ置へからず、商賣の舟は溝中に入へからず、各所の塵芥を捨てる地は、永代うちを建てをけば、かしこに捨べし。あるは道路に捨、あるは夜中船もて送る事停禁たるべし。もしそむくやからあらば、すみやかとがめらるべきにより、傍近の辻番人これを検察すべしとなり。又江戸橋のほとりに立らるるも同じ儀なり。また永代うらに建られしは、府内の塵芥、船に載て此所に捨べし。もし殊所へ捨なば、きびしくとがめらるべしとなり。又令せらるるは、銭の時時估もて賣買すべし。定おかれしごとく、金一兩に銭四貫文、壹分にて一貫文にてかひとるべしといふものあらば、その主、この旨をよくさとすべしといひやるべし。そがうへにもしあて買むとするものあらば、兩應にうたへ出べし。さきにもふれられしごとく、銭かむたはへて、ひとり利潤をむさばる事、かたく停禁せらるるとなり。(徳政綱典、大政令) 銭龜橋及神田橋江戸橋高札 (掃荷 塵芥放棄)
3	寛文2 1662 6月	法禁 禁止事項 水路 維持管理 修理	表-3No.12参照
4	寛文2 1662 11月	法禁 禁止事項 法禁 禁止事項 水路 維持管理 修理	表-3No.13参照
5	寛文12 1672 4月	法禁 禁止事項 水路 維持管理 交通規則	表-4No.20参照
6	元禄6 1692 10月	法禁 禁止事項 不法投棄	此月令せられしは、先年へ觸られし如く、市井の塵芥を、道邊の川へすすつるはいとひが事なり。さるものあらば、捕へてきびしくとがめらるべければ、定れる茶場へすすつべしとなり。(大政令) 塵芥捨棄制
7	元禄9 1681 3月	罰則 水路 (御 維持管理 遊樂 水路 (御 罰則	表-4No.23参照
8	元禄12 1698 4月	法禁 禁止事項 埋立	此月令せらるるは、市中の塵芥は永代島の築地へすすつべし。其場所は築地請負の者にばかりて、その指揮にまかすべしとなり。市井塵芥築地築捨制
9	元禄13 1690 11月	法禁 禁止事項 埋立 法禁 禁止事項 埋立	この月令せらるるは、市井塵芥永代浦へすすつべき地を定められしに、頃日みだりになりゆき、その上船より船につし、邊部へ遺はし、あるは瓦石を川中へすすつるよし聞ゆ。夜中川中へすすつるよし聞ゆ。茶捨請負の事願出しものもあれども、市井のさしつかへともなるべきにより、ゆるされざれしが、こたび觸られし旨を違犯せば、こふまに請負人をゆるさるべし。よて今よりの夜船をとどめ、彌定の場へすすつべし。そむきて考察のもの見及びば、おごそかにとどめらるべしとなり。(日記、大政令) 塵芥捨棄制
10	宝永3 1706 4月	法禁 禁止事項 埋立 塵芥捨棄制	又市井の塵芥、永代島へすすつべき旨令せらるる事、元禄十三年十月の令におなじ。塵芥捨棄制
11	宝永3 1706 11月	法禁 禁止事項 埋立 法禁 禁止事項 埋立 不法投棄	また此春令せられしごとく、市井塵芥は永代浦へすすつべき旨定置れしに、今に道邊の川へすすつ、あるは郊外へつかはすとて、船につみ送る故、こやしになりがたき塵芥、石瓦など、夜中川中へすすつるよし聞ゆ。茶捨請負の事願出しものもあれども、市井のさしつかへともなるべきにより、ゆるされざれしが、こたび觸られし旨を違犯せば、こふまに請負人をゆるさるべし。よて今よりの夜船をとどめ、彌定の場へすすつべし。そむきて考察のもの見及びば、おごそかにとどめらるべしとなり。(日記、大政令) 塵芥捨棄制
12	享保3 1718 2月	法禁 禁止事項 埋立 法禁 禁止事項 埋立 不法投棄	又令せらるるは、市井の塵芥をすすつること、頃日みだりになりて、永代浦にはつかはさず、各所河岸につみをき、夜中川中へすすつるよし聞ゆ。いとひが事なり。今より後請負ものへ告て、前々のごとく、永代浦へもちゆきてすすつべし。もしこの令にそむき、城隍あるは川中へすすつては曲事たるべしとなり。塵芥捨棄制
13	享保9 1724 閏4月	法禁 禁止事項 埋立 法禁 禁止事項 埋立 不法投棄 変更 埋立	表-4No.28参照
14	享保10 1725 3月	法禁 禁止事項 埋立 法禁 禁止事項 埋立 不法投棄 変更 埋立	表-4No.29参照
15	享保15 1730 7月	法禁 禁止事項 埋立 法禁 禁止事項 埋立 不法投棄 変更 埋立	廿四日令せらるるは、府内の塵芥をすすつる所、もと永代新田にさだめ置れしが、今より深川越中島のしりへとあらためさだめられぬ。此後外の〔まか〕の地方にすすつるか。或は夜中船につみのせ捨るものあらば、罪せらるべしとなり。(日記) 塵芥捨棄制
16	享保18 1733 7月	法禁 禁止事項 埋立 法禁 禁止事項 埋立 不法投棄 変更 埋立	この月市井に令せられしは、こたび病癒波利成功せしにより、塵芥とすすつべからず、船につみ乗るとき、河岸にしばしとどめをかず、直に船に積のすべし。かさ高に積べからず、城隍へ落ちらざるやうに心入べし。もし違犯せば曲事たるべしとなり。塵芥捨棄制

表-14 『徳川実紀』にみる「家屋」に関する記述 (3/4)

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (各事項末端の網掛部は『徳川実紀』に記載の脚注)
28	享保10 1725 7月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	十九日令せらるるは、こたび火災にかかりし四谷牛込門外の地、あらたに家作りするもの、板屋、茅茨を禁じ、塗屋、瓦屋につくり、此後火災あらんとき、防ぎやすきこととすべし。よて経営の費を思貸せらるべし。ただ目前のみをいとなみて、物餘は前次などを作り取る事あるべし。もとより瓦屋、蟻穴などにて、こたび火災を免れぬは、用ひ改るに及ばず。官宅または一族のかたに同居せるもの、本宅の経営をば思貸あるべし。もし人に地貸して、家つくりするとも、この制たるべし。こたび思貸ありしもの、此後ふたたび焼るとも、思貸あるまじけし。経営の事いづくに及ばず。今年のうち、よきをわたり造繕し、その時にけり、官長に訴へ出べし。思貸の定限は、九千石より五千石までは金百五十兩、四千石より三千石まで百兩、二千石より千石までは七十兩、九百石より八百石まで四十兩、七百石より六百石まで四十兩、五百石より三百石まで三十兩、二百石以上十兩、百石以上五兩、九十石より八十石まで十兩、七十石より五十石までは七兩、四十石より三十石までは五兩、三十石より以下は三兩なり。父の此儀もてつかはさるべし。この定の半をもてし給はるべし。されど父子異居するものは、その職禄のままに思貸あるべし。其金十年の内に、年々にかへし収むべし。かく令せられしうへにも、瓦屋造りかたきは、宅地をかへし進らるか、又はこれより轉換せらるべし。その心にまかせべしとなり。塗屋瓦屋敷
29	享保10 1725 4月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	さきに茅屋、板屋を禁じ、塗屋、瓦屋をつくるべきため、経営の費用思貸ありし地、審察の人をつかはさるべし。もし心届かざる造構もあらば、御答あるべしとふれらる。 (日記) 塗屋瓦屋敷建築所審察
30	享保14 1729 12月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	この月市川に令せらるるは、越前守は去去年〔享保十二年〕塗家にすべき旨命ぜられ、こたびの巡察せられしに、茅、藁あるは杉皮でも草、蟻もてふきし。多くは其屋根を塗らず。蟻ののみをなら置は、いとむがごとくなり。よて其類の小屋はとりこぼし。此後は倉庫製、又は塗屋に造るべき旨を命じ、地主、借地のものより科料出さしめたり。且蟻の屋根は去去年三月まで塗屋となし、屋根の土どめに蟻殻を用はるはこまかすべし。越前の里正これまでの教諭意なるにより押込られたり。この旨其地の市人に命じ、先に食つくり、塗屋、蟻殻に命ぜり市川に吏を廻らし、もしかかると家造れるは、越前守と同じく定めらるべし。もし三月までぬり家になし得かたきは、家作願脱し、かさねて製敷か、塗家に作り得べき時に至り家造るべし。來四月巡察をめぐらすべし。それまで改修せらるは、上に同じく定めらるべしとなり。 (大成令) 越前守近家屋改造命
31	享保15 1730 4月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	四日去月廿八日類焼せし牛込門内邸宅の管作は、まづ無用たるべし。しばしがどの邸宅いとなむ事なますべし。牛込門外神楽坂下の邸宅、に蟻殻つき命ぜられし蟻は、いふまでもなし。みづから蟻殻敷せし蟻殻敷せし。此後蟻殻敷とすべき旨、諸官長より令せらるる。 (大成令) 牛込門外邸宅蟻殻敷制
32	享保15 1730 4月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	今日令せらるるは、此正月十二日下谷七軒町より火起り、本郷棟梁町より、本郷二丁目、六丁目あたり火に達し、こたび家作らば、居宅長屋に至るまで狭小に作り、瓦葺となし、火災のとき防火の便りまきやうに、こころ入管作すべし。よて金を思貸せらる。父子邸宅をここにせしは、縁組に従ひ各思貸せらるべし。借地の官に奉るが、あるはわたりあふて、かゆる事なまのままたるべし。こたび思貸せられしうへは、重く類焼すとも貸給はるべし。管作は秋までに、心にまかせ作るべし。思貸の家請取事は、管作はこれのみにせり。官長所屬に告て請取べし。宅地の中を他にかし、家作らしめば、これ又瓦がきに作らしめ、火災のとき、防火の便りまきやうにつくらしむべしとなり。 (大成令) 借家制
33	享保15 1730 8月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	又市川に令せらるるは、宅地賣買、或は家賃とする時手附金の事、先年令せられしごとく、里正 五人組に告て受とるべし。今より後、相附對にて受取、出附におよばば、上裁あるべからずとなり。宅地賣買及家賃制
34	享保16 1731 10月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	けふ令せられしは、近きころみだりに宅地の間敷をあらたむるものありとき、すべて宅地の間敷あらたむるは、普請奉行のめつたす事にて、其宅地の主へ告て後に査査することなり。此のちもしもなしくしてあらたむるものあらば、その罪ごとくめてきて、普請奉行か、または近きまほりの目付にうたへしとなり。
35	享保17 1732 5月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	けふ令せられしは、この三月牛込門内にて連焼せし家々、屋舎をつくらむとならば、火のうつがたきやう、瓦をもて屋脊をふくべし。その経費は定りし如く思貸せられ、父の庇察にてめし出されしものは、縁の半にあててかし給はるべし。されど父子こ處に同居するものは、縁のままたし給ふべし。こたびかしこにて宅地間敷りしもの、同じく費用かし給ふべきにより瓦屋につくるべし。宅地のうちを親戚かへして住するも瓦葺たるべし。此地よき瓦屋に作るべしと定められしが、こたび焼ぬれば、なままた瓦もてふく神れらぬもなし。但しききに思貸の金かへし納めしは、またこたびかし給ふべし。いささかやけのこりも、上半納はりしは、其數もてかし給ふべし。牛込門内屋舎瓦葺制及思貸金
36	享保17 1732 5月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	又牛込より神楽坂のあたり、蟻殻敷きに命ぜられしもの、みづから其如く作りたるも、こたびの蟻殻のとき、いふものごとくとなるべし。さきさきかし給ひし金かへし納めしは、又あらたにかし下さるべし。蟻殻りたるも、納めし金あるは、前條のごとくかし下さるべし。是迄蟻殻敷きなざるは、蟻殻びなしからべし。そは金かし下さるべし。芽書にてこたびはまめかれしをも、改めて蟻殻敷きに作るべしとなり。 (日記) 牛込神楽坂屋舎蟻殻敷制
37	享保18 1733 1月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	十八日令せられしは、武家、商屋ともに、蟻殻もてふける屋ども、風雨に達度ことに、屋上の齋葺を、そのまますてよくし開け、此後はいて屋上を補ひふくべし。かさねて審視の役人をつかはさるべしとなり。蟻殻葺修理制
38	享保18 1733 4月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	けふ令せられしは、番町、飯田町、小川町の内、こたび瓦ぶきの屋作すべしとありし所は、火災に備ふるためなれば、ゆるがせになすべからず。秋まで作りはつべし。瓦次の屋作するものには、さきさきの例のごとく、費用をかし賜はるべし。番町飯田町小川町附近屋舎瓦葺制
39	享保18 1733 6月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	けふ小川町、飯田町、番町に定める御家人等、火災防爲に瓦屋につくるべしと、さきに令せられし如く、この秋をかぎり速に經營すべし。やがて瓦を置べしとなり。延滞すること有べからずと、かさねて令せらる。 (日記) 小川町飯田町番町附近屋舎瓦葺制
40	享保19 1734 5月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	四日令せられしは、屋舎瓦葺とする事、二三年の中たるべしと、去冬令せられしが、明る辰のとしまでに、必つくりなすべしとなり。瓦葺制
41	元文2 1737 6月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	けふ大目付にて令せらるるは、柳原和泉橋外より下谷邊までの屋舎、瓦葺ならしむべし。よてその間に金思貸せらるべし。蔭仕の職口は縁組の半割もて下さるべし。瓦葺にせん事は、普請奉行水野對馬守忠伸ことひかり、思貸金は勘定奉行に尋問し受とるべし。邸宅の中を人に貸し、屋舎營業せしめば、これまた瓦葺になさしむべしとなり。又思貸金の制を定めらる。九千石以下四百兩、四千石以下三百兩、二千石以下二百兩、九百石以下百兩、六百石以下六十兩、二百石は四十兩、百石は二十兩、九十石以下十四兩、二十石以下六兩、十五石以下四兩たるべし。上納は拾年賦たるべしとなり。 (日記) 大目付 柳原和泉橋外下谷邊屋舎瓦葺制并思貸金
42	元文2 1737 6月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	この日令せられしは、下谷のほとりの家屋、みなかへらぶきになすべし。よてその費用かしたまはる。されば宅地に家つくりして、人寓せしむるやからも、火をふせぐためなれば、かへらぶきに作らすべし。おの宅地なきをも、他の地をかりて家作りするもの、金貸たまはるべし。賜地ありて、人の地をかり住あするものは、このかぎりにあらずとなり。 (日記) 下谷邊屋舎瓦葺制

表-15 『徳川実紀』にみる「家屋」に関する記述 (4/4)

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (各事項末端の網掛部は『徳川実紀』に記載の脚注)
43	元文2 1737 7月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	けふ令せられしは、神田橋外、猿樂町、三河町、駿河臺のほとり、防火のたりに、みな瓦葺に仰付られしが、今に還營するまはらば、其組合頭取り心そて、すみやかに瓦葺になすべしとなり。神田駿河臺附近屋舎瓦葺督促
44	元文2 1737 7月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	又令し下されしは、番町其外瓦葺に仰付られし屋舎、今はこれたる所々もあるよしなり。火をふせぐためによるしからば、こころもち修補すべしとなり。 (日記) 番町附近屋舎瓦葺修補
45	元文5 1740 5月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	十一日先年防のためにつくりし蟻殻葺の屋舎、年を經修理とどかさば、火防になりかたきにより、來年中まで、残なく瓦葺となすべきむね命ぜらるる大名三十二人。 (日記) 諸大名屋舎被命瓦葺
46	寛保2 1742 10月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	此日令し下されしは、さきに屋舎瓦もてふくべしと仰付られし赤坂門外の地、この月をかぎりとして、みな瓦葺となすべし。もほら火のうつりやすからぬためなれば、をろそかの經營なすべからず。落成せば、そのよし官長より聞えしべしとなり。 (日記) 赤坂門外屋舎瓦葺制
47	延享3 1746 3月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	けふ令せられしは、火災にかかりし羅、賜地外にありて、他人の地かりてするは、思貸の金下さるまじ、なを有しなまに自ら瓦葺に造るべし。是までこと處に地をかりてするも、こたび焼じ賜地こつり住とて管營すべし。瓦葺の金借したまふべしとなり。 (日記) 瓦屋思貸金制
48	延享3 1746 3月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	この日令せられしは、火災にかかりし本所住宅の御家人、賜地こあらで人の地かりするは、瓦葺の金かしたまはらざるにより、必瓦葺つくるにも及ばず、火除になるべきつくり方になすべしとなり。 (日記) 瓦屋思貸金制
49	宝暦6 1756 5月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	廿七日享保年中令し下されしごとく、家をつぎ、又は名をあらため、宅地を移しかる時、そのたびたび蟻殻敷に告しらすべしとふれらる。 (日記) 屋敷改制
50	明和2 1765 9月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	一日けふ令せられしは、官工商等、數年官事に精勤したる者、市井の宅地願て給はるべき旨、令せらるるといへども、その宅地定まらざる前に死し、其子また勤功、年勞もなくば、其地下さるべからず。たとひ父の時給はるむね令せらるるとも、其子に至りては、又改めて、その身の勤功、年勞をもて請出べしとなり。 (禮典類編) 用達町宅地下賜制
51	安永元 1772 6月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	今日令せられしは、先年火災の事をふかくうれひ給ひて、瓦葺せし蟻、炭等を作らしめられしより後、火災も問題に成行し、近き程は思ひあやまちてさるる地にも、いとおそろかなる家居どももいり交りたれど、既にこたびの大災にも及びたり。士人の居宅も更にいはず。市川に至りても、表の方のみ定れる程の如くして、裏こはとの如く、那倉、板屋などにてすて置く事なすべからず。府城近きほとりは、共に巡視の人を下さるべし。携へて研破かからん様にとまかべしとなり。 (日記) 瓦葺制
52	安永8 1779 9月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	此日令せらるるは、宅地を市人に借はるべきさきより停禁せられしに、近頃〔此〕懲せらるる聞えあば、明年改めらるべし。此元禄七年にも仰くだされしが、重て論じ給はるとなり。 (日記) 宅地制
53	安永8 1779 12月	法務 建築基準 法務 防火管理 防火管理	けふ令せらるるは、先に論告せられしごとく、宅地を市人に貸べからず。嗣明年三月より査査せらるべしとなり。 (日記) 宅地制

で最も多く、53 事項であった。そのうち法制度に関するものが大半の 97 事項を占めた。

建築基準について、特にファサード、庇の設置に関する法制度が明暦 3 (1657) 年に連続して 3 事項が出された (表-12 No. 6, No. 7, No. 8)。表-12 No. 7 であれば、

「管作せんとするものは、定制より一間しぞきて作るべし。通町、本町の通は表に三尺の釣底下に柱立る事をゆるさる。庇の外にをのが宅地のうちを三尺除きて、庇の下一間を道とし、柱たて屋舎作るべし。但宅地のうちを三尺除く事を厭ふものは、片側限り又は一町かぎり釣底になし。それをも厭ふものありとも、一町の者會議して多分にしたがひ、隣街とひとしく庇の下一間にすべし。河岸表向の庇は前々の通たるべし。河岸橋頭に小屋構へ、販賣の事をなさしむべからず。かねて小屋構へしは、とりこぼつべしとなり。又さきに檢地ありて道路定められし所、杭うちをきしは、道幅京間廿間を除きて屋舎つくるべし。こたび檢地せられし所、通町は田舎間十間、本町は京間七間、或は六間、あるは五間を除きて、杭通り柱を建べし。但本町にかかる半間の釣底とともに一間の庇とし、柱を立て、庇うち往來せしむべし。もし釣底にせんとおもふものありとも、多分にしたがふべし。前後の市郷、庇下を往來の道とせんといはば、それにしたがふべし。其他横

町は、道に半間出して釣底をつくるべし。雨落の下水は、釣底の下半間の端に溝をほり、蓋をおほひ、行人あやまちで踏こまざらんやうにすべしとなり。」

通町や本町の表通りでは、3尺(約0.91m)の釣底の下に柱を立てる事が許された。自身の宅地は、その庇の下3尺を除いた部分とする。それと共に、庇の下1間(約1.82m)は道路としたうえで、柱を建てて屋舎を作りなさい。ただし、宅地から3尺を除く事を嫌がる者がいれば、片側か一町に限って釣底にしてもよい。それも嫌がる場合は、一町の者同士で会議をし、最も多く出た意見を採用し、隣街と等しい庇の下となる1間にしなさい。

河岸の表に向く庇は、通町や本町の表通りと同様にしなさい。橋のもとに小屋を構え、商売をしてはいけなさい。従来から小屋を構えている所は取り壊しをしなさい。先に調査がなされ道路と定められた所は、杭を打ったうえで、道幅として京間20間を除いて屋舎を建てなさい。

そして、通町は田舎間10間、本町は京間7間(6間あるは5間)を除いて柱を建てなさい。ただし、本町にかかる半間の釣底と共に1間の庇とし柱を立て、庇のなかを往来させなさい。もし、釣底にしようと思う者があっても、最も多い意見に従いなさい。前後の市麩が庇の下を往来する道であると言っているならば、それに従いなさい。その他の横町は釣底を道路に対し、半間を出して建てなさい。庇から落ちた雨水は、その釣底の下半間の端に溝を掘って処理をしなさい。溝は蓋で覆い、通行人が誤って踏み込まないようにしなさい。

このように、セットバックしたうえで庇を設置することに加え、隣町とファサードが揃うようにせよという法制度が定められていた。そして、庇から落ちた雨水を処理する溝の設置も求められ、そこに通行人が落ちないように蓋をすることなどが定められていた。

防火管理に関する項目も多く、貞享2(1685)年には(表-13No.15) ,

「けふ宅地の法を定められしは、地子をもて野屋敷買をく事。所屬にうつたへば、心のままたるべし。あらたに垣牆を設け、家作る事はなすべからず。これ迄の家修理加ふること。もとの坪數まではくるしからず。」新たに垣根を設けて、家を建てる事が禁止された。

享保10(1725)年(表-14No.29)には、

「さきに茅屋、板屋を禁じ、塗屋、瓦屋つくるべきため、經營の費用恩借ありし地に、審察の人をつかはさるべし。もし心届かざる造構もあらば、御咎あるべしとふれらる。」

茅葺、板張りの屋根が禁止され、瓦屋根が推奨された。

また、享保年間には(表-13No.16) ,

「同十二年三月番町、麴町、永田町のほとりをはじめ、市中の人家。みな茅屋、板屋を禁じ、塗屋を禁じ、塗屋または瓦づくりになさしめらる。十三年三月火災に

かかりし者に、金銀若干恩貸ありて、瓦屋營作の費用にあてらる。」

享保15(1730)年、瓦屋根に葺き替える金銀を貸し付ける助成制度も存在した(表-14No.31)。屋根に牡蠣殻を拭くことも推奨され(表-14No.32) ,

「四日去月廿八日類焼せし牛込門内邸宅の營作は、まづ無用たるべし。しばしがほどの假家いとなむ事は心にまかすべし。牛込門外神楽坂下の邸宅、に蠣殻ぶき命ぜられし輩はいふまでもなし。みづから蠣殻葺とせし輩類焼せしも。此後彌蠣殻葺とすべき旨。諸官長より令せしめらる。」

享保18(1733)年(表-14No.37)をみると、

「武家、商屋ともに、蠣殻もてふける屋ども、風雨に逢度ことに、屋上の殻落るを、そのまますてをくよし聞ゆ。此後は心入て屋上を補ひふくべし。」

牡蠣殻で葺いた屋根は風雨に遭うごとに屋上から落ち、そのまま捨て置くと聞く。今後は心を入れて補修せよとあった。この法制度が出された同年には、瓦屋根を積極的に使うよう推奨された。しかし、それから7年を経た元文5(1740)年(表-15No.45) ,

「先年防のためにつくりし蠣殻葺の屋舎、年を経修理とどかざれば、火防になりがたきにより、來年中までに、殘なく瓦屋となすべきむね命ぜらる」

何年か前から防火のために、牡蠣殻の屋根で葺いた建物は、修理が難しく、防火対策にはならない。來年中にはすべて瓦屋根にしなさいとあった。おそらく江戸幕府は、瓦屋根よりも安価で手に入り、防火対策のための屋根材として牡蠣殻を普及させようとしたと考えられる。しかし、葺いた後の維持管理は甚だ手間がかかることが判明し、短期間の採用にとどまったようである。

そのほか、土地を担保にお金を借りた人々のトラブルも発生していた。享保8(1723)年(表-13No.25) ,

「けふ令せられしは、去し丑の年[享保六年]令せられて、地を質とし金かりしもの。其地を終にうしなはざらんやう裁判ありしが、かくてもなを、其地をとり返す事もなしがたく、却て艱困にいたり、金銀貸かりの事、澁滞するよし聞ゆるをもて、ことしの九月より、ふるきにかへさるれば、丑のとし前の如く裁斷あるべし。金銀かりて返すべき期を怠り、質とせし地をかれにあたへざるとき、うたへ出て上裁を仰ぐはさる事なれど、久しく年を経たるは、裁斷すまじきにより、享保元年より前の事ども、うたへ出べからず、丑のとしよりこのかた、この月の中までに、奉行所あるは私領にて、地を質として金かりしものに、かへすべき年期を定め、年ごとに金かへし入て、その地うけおさむべしと裁判し、券かきあらためしは其ままとるべし。されど地をうけおさむると、おさめざるとは、心にまかせて相はかるべしとなり。」

表-16 『徳川実紀』にみる「火除地」に関する記述

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (各事項末端の網掛部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	元禄3 1690 3月	訴訟 持ちこたせり 土地収用	表-6No.5, 表-10No.15参照
2	元禄10 1696 11月	法禁	九日今度の焼跡御用地の事定まりしかば、其他の輩はここらにまかせ、居宅營造すべしと令せらる。(日記)
3	享保 年間	訴訟	また郭近きあたりに、空地あまた設けて防火のたよりよからしめ給ふ、 火除地設置
4	享保2 1717 2月	法禁	こたび火災にかかりし輩、郭内の邸宅は構造延滞すべきにあらざれば、たとひ國持たりとも奢侈をもちひず、いかにも魚鱗につくり、規模も狭少になすべし、それより以下にいたりては、ことさらその心すべしと令せらる。(日記 藩翰諸藩編) 火除地設置
5	享保2 1717 2月	訴訟 持ちこたせり 土地収用	表-10No.19参照
6	享保4 1719 3月	訴訟 持ちこたせり 土地収用	この日東叡山に屬する市街、相生町、八軒町、六軒町、そのほか柳原佐久間町、松永町のほりめし上られて閑地とせらる。火患にそなへらるるためとぞきこえし。(日記) 火除地設置
7	享保4 1719 3月	訴訟 持ちこたせり 土地収用	けふ神田元乗物町、佐柄木町、本銀町、紺屋町のほりめし上られて閑地とせらる。元誓願寺前邸宅またおなじ、これも火患のためなり。(日記) 火除地設置
8	享保4 1719 8月	法禁 禁止事項 家賃 法禁 賃借	表-10No.20参照
9	享保5 1720 4月	訴訟	此日柳原佐久間町、神田紺屋町の邊の市街を、火よけの閑地とせらる。(日記 藩翰諸藩編) 火除地設置
10	享保5 1720 12月	法禁 禁止事項	是月令せらるは、神田橋外空閑の地近き市井畜犬あらば、晝夜とも繋ぎをき、空地へ犬出すべからず、もしなをざりにして、巡吏見およばば査検に及ぶべし、されどをのづからはなれ犬ありて閑地にまかれば、その事にあづかる下吏他へうつすべし、其時犬の主請とらんといふとも返すべからず、すべて諸人晝夜とも、空地にしばしもたすべからずとなり。(大成令) 火除地制
11	享保6 1721 12月	訴訟 法禁 持ちこたせり 土地収用	表-10No.22参照
12	享保10 1725 4月	訴訟 持ちこたせり 土地収用	表-11No.24参照

土地を担保にお金を借りた者が、その土地を失わないよう裁判が行われた。この状況で、その土地を取り返すことや金銀の貸し借りも滞っている。土地を担保にお金を借りている者には返すべき期限を定め、年毎にお金を返すことで、その土地を受け納めなさいと判決があった。

その他には、土地や住居の貸し借り(家宅譲渡含む)に関する法制度もあった(表-13 No. 14, No. 20, No. 21)。そのうち、宅地売買については(表-13 No. 24)、「また前々も令せられしごとく、市人宅地賣買の時、買たるものより、家主を改むる事をはばかり、家主、五人組とはかりあひ、賣買を滞らすと聞ゆ、いとひが事なり、今より後さる事あらば、賣たる者よりうたへ出べし、査検して、家主、五人組まで曲事たるべしとなり。」

宅地売買を行うとき、家主や五人組と示し合わせて家主が変更になった事を伝えず、売買を滞らせているという購入者からの訴えがあった。今後、このようなことが発生したら、調査したうえで家主から五人組までが悪事を行ったとなすと示された。

本節でも触れてきた家屋の屋根を茅葺または板張りとすることを禁止し、瓦屋根が推奨され始めたのが江戸時代中期の享保10(1725)年であった。この時代には、享保の改革で江戸町火消が制度化されており、8代将軍の徳川吉宗は府内における消火手法や延焼の防止に気を遣っていたと考えられる。

(9) 「火除地」に関する事項

江戸は、幾度とない火災が発生したことから、火除地を新設したという事項が最も多く、7事項が該当した(表-16 No. 1, No. 3, No. 6, No. 7, No. 9, No. 11, No. 12)。その火除地新設にあたり、先述した7事項のうち5事項は、幕府により土地収用が行われて整備されていたことが付記されていた(表-16 No. 1, No. 6, No. 7, No. 11, No. 12)。

享保4(1719)年の事項をみると(表-16 No. 8)、「また火災にかかり、營造いまだならざる間、その地を閑地になし、しばらくこと所にすむははばかりなし、他人に借すことはなすべからず。」

火災により、家屋が消失した箇所は火除地とすることが定められた。その後しばらくは居住することを許されたものの、土地の貸し出しは禁止された。

翌年の享保5(1720)年(表-16 No. 10)には、「神田橋外空閑の地近き市井畜犬あらば、晝夜とも繋ぎをき、空地へ犬出すべからず。」

火除地ができ、その空地に飼い犬を放すことはせず、繋いでおくことが定められた。火除地の整備だけでなく、その使用制限も発せられていた。また、防火のために武家地には常緑樹を植えていたとされる。

5. まとめ

本研究では、『徳川実紀』に記載された「社会基盤整備」に関する事項を分類整理した。

江戸のまちは、諸外国の都市と比べ、美しく綺麗に保たれていたといわれる。中世から近世にかけて、パリに代表される欧州の都市では、夜間に糞尿が街路へ投棄されていた^{13,14)}。その不衛生な環境でペスト等の伝染病が流行した。その一方、江戸では玉川上水など、飲料等を供給する上水の整備や街路に付随した下水整備等の記述も少ないながら『徳川実紀』にみられた。このことから、衛生面も担保されていた都市であったと考えられる。

ちなみに、江戸近郊に所在する農家の人々が家々を廻り、糞尿を定期的に回収していた。渡辺¹⁵⁾は、

「極言すれば、江戸の町は一大肥料生産工場であり、それを再利用する事によって野菜の生産を促成したのである。」

と述べていた。『徳川実紀』には、糞尿処理に関する記述はなかったものの、定期的に廃棄物処理の船が運航されていた。また、道路や堀を美しく保たれていた背景には、江戸幕府が関連する法制度および行政政策を定期的に発出していたことも要因の一つとして考えられる状況にあった。

頻繁に発生していた火災を防ぐため、板葺きや茅葺きの屋根を瓦葺きにするよう、法制度が継続的に出されていた。そして、瓦葺きにするための助成制度も存在した。その防火対策は苦慮しており、牡蠣殻を屋根に葺くことを推奨したが、7年余で使用されなくなった。また、火除地の新設も継続的に実施され、そこは空地としておくよう、法制度も発出されていた。火災以外の災害である水害発生時、幕府は救援物資の運搬、災害救援資金の助成を行っていた。

舟運等で使用していた水路（堀）は、新規開削に関する事項は江戸時代前期に集中し、その後は維持管理に関連するものであった。不法投棄の禁止や水路の浚渫に関する法制度が定期的に発布された。

家屋に関する事項が『徳川実紀』のなかで最も多い状況にあった。19世紀の1853年から1870年にセーヌ県知事のオスマンのもと、アルファンがパリの都市改造を実施した。シャンゼリゼ通りなどの街路整備では、統一したファサードが整備された¹⁶⁾。江戸では、それよりも約200年前の1657年には通り沿いの建築物には庇を設け、隣町とも統一性を持ったファサードとなるよう幕府が求めている。

付録

NOTES

注1) 先行研究である伊藤¹²⁾によれば、天明4(1748)年、幕府は塵芥を隅田川の深濤に捨てることを許した。享保15(1730)年以降は表-9 No.15で示したように、永代島から深川の越中島へ投棄場所が変更されていた。この背景には、天明4(1748)年に発生した大火によって大量の瓦礫が排出され、その処理に苦慮していたことが指摘されていた。

REFERENCES

- 1) 鳴海邦碩：街路空間の管理に関する制度的考察：徳川期江戸を中心として、日本都市計画学会学術研究発表会論文集, Vol.13, pp.271-276, 1978. [Narumi, K.: Gairo Kukan no Kanri ni kannsuru Seidoteki Kosatsu, *Journal of the City Planning Institute of Japan*, Vol. 13, pp. 271-276, 1978.]
- 2) 都市史学会：日本都市史・建築史事典, pp.210-216, 丸善出版, 2018. [Society of Urban and Territorial History.: Encyclopedia of Urban & Territorial and Architectural History of Japan 2018, pp. 210-216, Maruzen Publishing Co.,Ltd, 2018.]
- 3) 森下雄治・山崎正史・大窪健之：江戸の主要防火政策に関する研究：明暦大火後から享保期までを対象として、都市計画論文集, Vol.47, No.3, pp.721-726, 2013. [Morishita, Y. Yamazaki, M. and Ookubo T.: A study on the development of fire protection system of the city of edo (Tokyo) -After the grand fire of meireki to kyoho period-, *Journal of the City Planning Institute of*

- 4) 西山孝樹・藤田龍之・天野光一：『徳川実紀』にみる江戸時代前中期の道路行政政策に関する研究, 土木学会論文集 D2 (土木史), Vol.75, No.1, pp.13-31, 2019. [Nishiyama, T. Fujita, T. and Amano K.: The road administration system of case study from the tokugawa jikki in the early and middle edo shogunate, *Journal of Japan Society of Civil Engineers, Ser. D2 (Historical Studies in Civil Engineering)*, Vol. 75, Issue 1, pp. 13-31, 2019.]
- 5) 黒板勝美：新訂増補版 徳川實紀〈第1篇〉(国史大系)～徳川實紀〈第10篇〉(国史大系), 吉川弘文館, 1990-1991. [kuroita K.: Shintei zoho kokushi taikai Tokugawa Jikki, *Yoshikawa kobunkan*, 1990-1991.]
- 6) 国史大辞典編集委員会：国史大辞典 第10巻, pp.289-290, 吉川弘文館, 1989. [Kokushi Daijiten Henshu linkai.: kokushi daijiten, pp. 289-290, *Yoshikawa kobunkan*, 1989.]
- 7) 大石学：現代語訳徳川実紀 家康公伝1 関ヶ原の勝利, pp.12-29, 吉川弘文館, 2010. [Ooishi, M.: Ieyasu ko-den, pp. 12-29, *Yoshikawa kobunkan*, 2010.]
- 8) 大石慎三郎：徳川実紀, 日本歴史, No.194, pp.158-167, 1964. [Oishi, S.: Tokugawa jikki, pp. 158-167, *The Nippon-rekishi*, No. 194, 1964.]
- 9) 松尾政司：新訂増補国史大系『徳川実紀』の校訂について, 国際政経論集(二松學舎大学), 第16号, pp.141-153, 2010. [Matsuo, M.: Comments on the revised Tokugawa Jitsuki: the official history of Edo Shogunate, *Journal of international politics and economics*, Vol. 16, pp. 141-153, 2010.]
- 10) 皆川完一・山本信吉：国史大系書目解題下巻, pp.833-879, 吉川弘文館, 2001. [Minagawa, K. and Yamamoto, N.: KOkushi taikai shomoku kaidai, pp. 833-879, *Yoshikawa kobunkan*, 2001.]
- 11) 西山孝樹・藤田龍之・天野光一：『徳川実紀』にみる江戸時代前中期の道路行政制度－「橋梁」に関する事項に着目して－, 土木学会論文集D2(土木史), Vol.76, No.1, pp.51-70, 2020. [Nishiyama, T. Fujita, T. and Amano K.: Government regulations on roads during the early and middle edo period as seen in tokugawa jikki -a study on entries on bridges-, *Journal of Japan Society of Civil Engineers, Ser. D2 (Historical Studies in Civil Engineering)*, Vol. 76, Issue 1, pp. 51-70, 2020.]
- 12) 伊藤好一：江戸の夢の島, p.43, 吉川弘文館, 1982. [Itoh, Y.: Edo no yume no shima, p. 43, *Yoshikawa kobunkan*, 1982.]
- 13) 喜安朗：パリの聖月曜日, pp.31-52, 平凡社, 1982. [Kiyasu, A.: Pari no sei getsuyoubi, pp. 31-52, *Heibonsha*, 1982.]
- 14) 永井義男：江戸の糞尿学, pp.165-173, 作品社, 2016. [Nagai, Y.: Edo no fun-nyou gaku, pp. 165-173, *Sakuhinsha*, 2016.]
- 15) 渡辺信一郎：江戸のおトイレ, p.181, 新潮社, 2002. [Watanabe, S.: Edo no otoire, p. 181, *Shinchosha*, 2002.]
- 16) 天野光一：アルファンとパリ都市改造, pp. 20-23, 都市みらい推進機構, 2004. [Amano, K.: Alphand to Paris toshi kaizou, pp. 20-23, Institute for Future Urban Development, 2004.]

(Received April 10, 2023)